

平成 2 9 年 6 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 28 号	平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 29 号	平成 29 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 30 号	射水市市税条例の一部改正について
議案第 31 号	射水市大門総合会館条例の一部改正について
議案第 32 号	射水市コミュニティセンター条例の一部改正について
議案第 33 号	射水市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 34 号	射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める 条例の一部改正について
議案第 35 号	射水市下水道条例の一部改正について
議案第 36 号	市道路線の廃止について
議案第 37 号	市道路線の認定について
議案第 38 号	動産の取得について
議案第 39 号	動産の取得について
議案第 40 号	射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約 について
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
報告第 4 号	専決処分の報告について
報告第 5 号	継続費繰越計算書について（下水道事業会計）
報告第 6 号	繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
報告第 7 号	建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

議案第 30 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書

に限る。)

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める

割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災

年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項から第11項までを次のように改める。

- 5 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第12項を第16項とし、第11項の次に次の4項を加える。

12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書

がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書

に限る。)

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(2) 附則第 10 条の 2 第 11 項の次に 4 項を加える改正規定（同条第 15 項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 10 条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号。第 4 項及び次条第 2 項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。）第 349 条の 3 の 4 に係る

部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 31 号

射水市大門総合会館条例の一部改正について

射水市大門総合会館条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大門総合会館条例の一部を改正する条例

射水市大門総合会館条例（平成 17 年射水市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 1 の表 401 研修室の項中「401 研修室」を「401 会議室」に改め、同表 402 会議室の項の次に次のように加える。

403 会議室	1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
404 会議室	1,290	2,010	2,590	2,300	3,600	4,040
405 会議室	640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030
406 会議室	640	1,000	1,300	1,150	1,800	2,030

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

射水市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

射水市コミュニティセンター条例（平成 22 年射水市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 大門コミュニティセンターの項中「射水市大門 67 番地」を「射水市大門 164 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 17 年射水市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附則第 18 項を附則第 20 項とし、附則第 10 項から附則第 17 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 9 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額

から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2

第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の射水市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第 34 号

射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める条

例の一部改正について

射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める条

例の一部を改正する条例

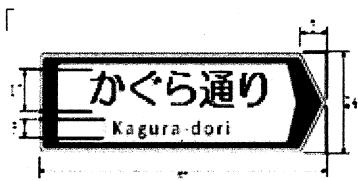
射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例（平成 25 年射水市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号エ中「(118 の 3—A・B)」を削り、「118 の 4—A・B」を「118 の 5—A・B」に改め、同条第 2 号イ中「118 の 4—A・B」を「118 の 5—A・B」に改め、同号キ中「(118 の 3—A・B)」を削り、「118 の 4—A・B」を「118 の 5—A・B」に改める。

別表案内標識の表非常電話（116 の 2）の項中「116 の 2」を「116 の 4」に改め、同表待避所（116 の 3）の項中「116 の 3」を「116 の 5」に改め、同表非常駐車帯（116 の 4）の項中「116 の 4」を「116 の 6」に改め、同表登坂車線（117 の 2—A）の項中「117 の 2—A」を「117 の 3—A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路（118 の 3—A）

の項中「118の3-A」を「118の4-A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項中「118の3-B」を「118の4-B」に改め、同表高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項中「118の4-A」を「118の5-A」に改め、同表高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項中「118の4-B」を「118の5-B」に改め、同表道路の通称

名（119-A）の項中

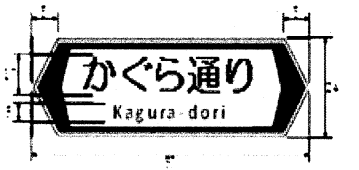


を



」

に改め、同表道路の通称名（119-B）の項中



を



」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の規定により設置している案内標識については、当分の間、この条例の相当規定により設置しているものとみなす。

議案第 35 号

射水市下水道条例の一部改正について

射水市下水道条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市下水道条例の一部を改正する条例

射水市下水道条例（平成 17 年射水市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 10 号中「0.3 ミリグラム」を「0.1 ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点
戸破 1 0 1 0 号線	手崎	戸破
戸破 1 0 1 1 号線	戸破	手崎

議案第 37 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
戸破 2 1 3 0 号線	戸破	戸破
戸破 2 1 3 1 号線	手崎	戸破
戸破 2 1 3 2 号線	戸破	戸破
本村 8 号線	串田	串田
三ヶ 1 1 4 0 号線	三ヶ	三ヶ
橋下条 2 9 5 号線	橋下条	橋下条
橋下条 2 9 6 号線	橋下条	橋下条
戸破 2 1 3 3 号線	戸破	戸破
戸破 2 1 3 4 号線	戸破	戸破
黒河 5 8 0 号線	黒河新	黒河新
戸破 2 1 3 5 号線	戸破	戸破

議案第 38 号

動産の取得について

化学消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 名 称 | 化学消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 56,160,000 円 |

（うち消費税等 4,160,000 円）

- | | | |
|---|--------|----------------|
| 5 | 契約の相手方 | 富山市赤田 590 番地 1 |
|---|--------|----------------|

長野ポンプ株式会社富山営業所

所長 福田 学

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 39 号

動産の取得について

消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 28,296,000 円
(うち消費税等 2,096,000 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 10 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 岡本 直彦 |

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 0 号

射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事 請負契約について

平成 2 9 年 5 月 9 日に制限付き一般競争入札に付した射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 2 4 6 , 4 5 6 , 0 0 0 円
(うち消費税等 1 8 , 2 5 6 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 北海工業・米田木材射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市足洗新町一丁目 1 0 1 番地
北海工業株式会社
代表取締役 石村 正男
構成員 射水市庄川本町 1 6 番 3 号
米田木材株式会社
代表取締役 米田 秀樹

平成 2 9 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

専決処分第 2 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 31 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 11 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同条第 3 項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第 5 項第 1 号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 75 条の 2 第 7 項」

を「第 75 条の 2 第 9 項」に改め、同条第 7 項中「によって」を「により」に改める。

第 50 条第 1 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「とする」の次に「。第 4 項第 1 号において同じ」を加え、同条第 4 項中「法第 321 条の 8 第 2 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第 1 項」を「法第 321 条の 8 第 1 項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第 2 号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

附則第 10 条の 3 第 2 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 12 条第 21 項第 2 号」を「附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項第 2 号中「附則第 12 条第 22 項の規定により読み替えて適用される」を「附則第 12 条第 24 項において準用する」に改め、同条第 6 項中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改

め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又

は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 16 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には

平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に
対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1
日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日
から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前
項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用につ
いては、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に
限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限
り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が
前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該
当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30

条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)

に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条

の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを射水市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にある

ときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（射水市市税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（射水市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 射水市市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年射水市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「射水市市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3, 900 円	3, 100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) a	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) b	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円

附則第 16 条第 1 項	第 82 条	射水市市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年射水市条例第 26 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例 附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表 第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例 附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円

	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例 附則第6条の規定に より読み替えて適用 される第82条第2 号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 射水市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年射水市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(射水市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 射水市市税条例の一部を改正する条例(平成26年射水市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第1号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第3号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
3	平成 29 年 4 月 14 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 68,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 29 年 1 月 23 日 場 所 射水市小島地内
4	平成 29 年 4 月 14 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 183,600 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 29 年 1 月 25 日 場 所 射水市橋下条地内

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（下水道事業会計）

平成 28 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）第 4 条の継続費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 40 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成28年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残額	翌年度 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越るべき資産の購入限度額
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				国庫 補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等	
1	建設改良費	海老江 雨水 ポンプ場 整備事業 (機械・電気 計装設備 工事)	784,296,000	627,420,000	0	627,420,000	0	627,420,000	627,420,000	313,710,000	313,700,000	10,000	0

(単位：円)

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

平成 28 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）第 3 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市繰越明許費繰越計算書（一般会計）

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設跡地利活用事業費	232,270,000	232,270,000	229,270,000	3,000,000	0	0	0
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	7,188,000	7,188,000		7,188,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付費（経済対策分）	245,720,000	244,743,776		244,743,776	0	0	0
	2 児童福祉費	児童手当等給付費	854,000	854,000		0	0	0	854,000
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場整備事業費	16,100,000	15,845,000		0	0	0	15,845,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業推進対策費	65,221,000	64,470,110		0	54,100,000	0	10,370,110
		農地管理費	3,203,000	3,202,500		530,000	1,800,000	0	872,500
	3 水産業費	新湊漁港建設費	612,068,000	611,754,882		521,544,000	2,000,000	0	88,210,882
8 土木費	1 道路橋梁費	道路橋梁総務費	1,200,000	1,026,000	1,026,000	0	0	0	0
		地方道路交付金事業費	29,737,000	29,321,000		14,503,900	14,000,000	0	817,100
		地方特定道路整備費	121,049,000	120,463,000		0	114,200,000	0	6,263,000
		消雪施設整備事業費	18,507,000	18,507,000		10,740,360	4,800,000	2,700,576	266,064

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教 育 費	2 海 岸 河 川 費	土砂災害対策費	8,778,000	4,781,160		3,740,580	1,000,000	0	40,580
		河川管理費	24,230,000	24,230,000		0	23,200,000	0	1,030,000
		4 都 市 計 画 費	185,351,000	95,075,440		61,921,000	30,200,000	0	2,954,440
		6 住 宅 費	355,546,000	309,846,000		154,352,000	133,300,000	0	22,194,000
	2 小 学 校 費	片口小学校整備費	128,350,000	123,390,000		21,924,000	98,000,000	0	3,466,000
		塚原小学校整備費	147,248,000	126,478,000		41,092,000	81,500,000	0	3,886,000
		歌の森小学校整備費	471,774,000	471,596,200		67,315,000	389,100,000	0	15,181,200
		大島小学校整備費	94,217,000	58,017,000		20,200,000	36,900,000	0	917,000
	3 中 学 校 費	射北中学校整備費	150,030,000	150,030,000	5,000,000	20,200,000	120,500,000	0	4,330,000
		小杉南中学校整備費	529,500,000	529,500,000		73,861,000	438,500,000	0	17,139,000
合 計			3,448,141,000	3,242,589,068	235,296,000	1,266,855,616	1,543,100,000	2,700,576	194,636,876

報告第 7 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

平成 28 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款		項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな即資産 の購入限度 額	説明
							国庫補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道事業	87,410,000	24,020,280	63,389,000	29,967,000	30,100,000	3,322,000	720	支払い義務が発生したため (他の関連工事との調整に期間を要したため)
				改築事業	164,020,000	66,696,480	97,313,000	39,309,000	47,500,000	10,504,000	10,520	
				雨水整備事業	1,612,530,000	123,249,900	1,489,278,000	733,866,000	755,000,000	412,000	2,100	
				特定環境保全 公共下水道事業	19,600,000	4,881,600	14,718,000	0	13,800,000	918,000	400	
				流域下水道 建設負担金	66,515,000	27,222,000	39,293,000	0	38,700,000	593,000	0	
				農業集落 排水事業	88,000,000	87,340,680	659,000	0	0	659,000	320	
				合計	2,038,075,000	333,410,940	1,704,650,000	803,142,000	885,100,000	16,408,000	14,060	

(単位：円)

